

令和7年度アースキーパーメンバーシップ推進事業に関する
業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

令和7年度に発注予定の本業務については、地球温暖化防止のための環境負荷低減活動に関する幅広い知見を有し、広く地球温暖化対策の重要性について啓発活動、広報活動等を行っている者を契約の相手方とする必要があるため、公益財団法人岡山県環境保全事業団を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で3の応募要件を満たし、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思確認申請書等の提出を要請する公募を実施する。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者が他にいない場合は、公益財団法人岡山県環境保全事業団との随意契約手続に移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者が他にいる場合にあつては、公益財団法人岡山県環境保全事業団と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 令和7年度アースキーパーメンバーシップ推進事業
- (2)業務内容 別紙「委託業務仕様書」のとおり
- (3)契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4)契約締結日 令和7年4月1日

3 応募要件

以下の掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他（情報・通信サービスを除く）、小分類4研修業務」に登載され、格付区分がAであること。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内にあること。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成19年岡山県告示第3

- 32号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 地球温暖化問題に関する情報提供や展示、助言や相談など地球温暖化対策に関する専門的な知識・ノウハウを有すること。
- (10) 下記に示す同種業務について、過去2年以内に実績を有すること。
- ・地球温暖化問題に関する情報や学習機会の提供、啓発活動、広報活動など地球温暖化対策に関連するイベントの企画・実施の業務

4 契約条項を示す場所

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7298 FAX: 086-231-8094

5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

- ①配布期間 令和7年2月21日(金)から令和7年3月7日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②配布場所 上記4の場所に同じ
- なお、岡山県環境文化部脱炭素社会推進課ホームページからダウンロードすることもできる。
- <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>

(2) 参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和7年2月21日(金)から令和7年3月7日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記4の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送(書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。また、郵送の場合は提出期限内に必着を要する。)

(3) 参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県環境文化部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月14日(金)までに文書で通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することがで

きない。

なお、上記の不適合通知を受けた者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に県に書面を提出することにより不適合理由の説明を求めることができる。

(4)業務内容についての質問の受付及び回答

①質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、委託業務仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）で令和7年3月7日（金）の午後5時までに、電子メール又はFAXにより行うこと。電話又は口頭による質問には応じない。

※電子メールの件名は「アースキーパー／質問書」とすること。

②宛先

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

FAX 086-231-8094

電子メール送信先 datsutanso@pref.okayama.lg.jp

※電子メール又はFAX送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。確認用電話番号：086-226-7298（閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで）

③質問の回答

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課のホームページに回答を掲載する。

ただし、この技術提案に直接関係ないもの、セキュリティ上の理由等から明らかにすることが不適切なもの、質問者固有のものその他上記回答方法によることが不適当と認められる質問には、回答を行わないか又は回答方法を変更する場合がある。

6 提案書の審査等

(1)提案書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和7年3月18日（火）午後5時（必着）

②提出場所 上記4の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。また、郵送の場合は提出期限内に必着を要する。）するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

④提出書類 事業に関する提案書（様式第3号）

事業計画書（様式第4号）

支出計画書（様式第5号）

法人に関する調書（様式第6号）

法人の業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）

直近2年分の決算書等

事業に係る経費の見積書

その他参考資料

(2) 審査方法

岡山県環境文化部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 その他

(1) 本事業については、県の令和7年度予算において予算措置された場合に限り事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。

(2) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のないものとして取り扱う。

(3) 提出する提案書は、提出者ごとに1案のみとする。

(4) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(5) 業務委託契約書の作成を要する。

(6) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(7) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。

(8) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。

(9) 提出期限以降における書類の差し替え、再提出は認めない。

(10) 参加意思確認申請書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認申請書を無効とする。

(11) 審査経過については公表しない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。

- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法を具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は委託者である岡山県（実施機関）を、乙は受託者を指す。